

## 大雨警報(浸水害)、洪水警報・注意報の発表基準を より適切な値に変更します

福島県内の大雨警報(浸水害)及び洪水警報・注意報の発表基準について、より適切な値となるよう見直しました。

新しい発表基準は、令和2年8月6日(木)13時から適用します。

福島地方気象台では、大雨警報(浸水害)の発表基準(表面雨量指数)及び洪水警報・注意報の発表基準(流域雨量指数)について、近年の大雨災害データの追加による再検証や、流域雨量指数の計算処理の改修により、より適切な値となるよう見直しました。

この結果、以下のとおり、それぞれの発表基準を変更します。

- 1 変更日時 令和2年8月6日(木)13時
- 2 大雨警報(浸水害)の発表基準を変更する市町村  
会津若松市
- 3 洪水警報・注意報の発表基準を変更する市町村  
全市町村
- 4 発表基準 8月6日13時以降、以下URLにて公表します。  
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/ki jun/fukushima.html>

なお、今回の変更は、大雨警報(浸水害)及び洪水警報の危険度分布の判定結果にも反映します。

### 【参考】

福島県の気象警報・注意報 <https://www.jma.go.jp/jp/warn/313.html>  
大雨警報(浸水害)の危険度分布 <https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>  
洪水警報の危険度分布 <https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

問い合わせ先:福島地方気象台  
防災気象官 高橋 忠  
電話 024-534-0321 FAX 024-534-0383